

## 浜松市農業委員会における『いっせい草刈り旬間』の実施要領

(趣旨)

第1条 浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)において、農業生産環境及び周辺の生活環境の保全を図る観点から、遊休農地(荒地)をなくすため、「いっせい草刈り旬間」を設定し、とぴあ浜松農業協同組合、遠州中央農業協同組合、三ヶ日町農業協同組合及び三方原開拓農業協同組合の協力を得て、農家への農地管理の啓発運動を進める。

(実施期間)

第2条 毎年 5月・9月の第2土曜日から10日間を「いっせい草刈り旬間」とする。

(実施の方法)

第3条 市の広報紙への掲載並びにとぴあ浜松農業協同組合、遠州中央農業協同組合、三ヶ日町農業協同組合及び三方原開拓農業協同組合を通じて、管内各農家への啓発チラシの配布等により次の事項を周知する。

- (1) 農家の所有農地又は農家が借りている農地の管理。
- (2) 刈り取り後の草は、堆肥化など適切に処理すること。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。